

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

立川市学童保育所条例（昭和42年立川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(入所資格)	(入所資格)
第3条略.....	第3条略.....
2 前項の規定にかかわらず、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する学童は、入所することができない。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号の <u>二</u> に該当する学童は、入所することができない。
(1)及び(2)略.....	(1)及び(2)略.....
(退所)	(退所)
第6条 市長は、学童が次の各号の <u>いずれか</u> に該当すると認める場合においては、これを退所させることができる。	第6条 市長は、学童が次の各号の <u>二</u> に該当すると認める場合においては、これを退所させることができる。
(1)～(3)略.....	(1)～(3)略.....
(保育料等の減免等)	(保育料等の減免等)
第6条の3 市長は、保護者が次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合において特に必要があると認めるときは、前条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、申請により、その保育料、延長保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）を減免し、又は納期限を延長することができる。	第6条の3 市長は、保護者が次の各号の <u>二</u> に該当する場合において特に必要があると認めるときは、前条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、申請により、その保育料、延長保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）を減免し、又は納期限を延長することができる。
(1)及び(2)略.....	(1)及び(2)略.....
(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。</u>	
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
名称	名称
位置	位置
定員	定員

.....略.....略.....	…略…略.....略.....	…略…
立川市錦第三学童保育所	立川市錦町5丁目6番43号	50人	立川市錦第三学童保育所	立川市錦町5丁目6番43号	30人
.....略.....略.....	…略…略.....略.....	…略…
立川市砂川七番学童保育所	立川市柏町3丁目1番地の4	70人	立川市砂川七番学童保育所	立川市柏町3丁目1番地の4	70人
立川市錦第四学童保育所	立川市錦町4丁目3番11号	70人			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1立川市錦第三学童保育所の項の改正規定 令和2年8月1日
- (2) 別表第1に立川市錦第四学童保育所の項を加える改正規定 令和2年9月1日

(参考)

案内図

